

ダウンロード

○神奈川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成28年3月29日教育委員会規則第5号)

神奈川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成28年3月29日  
教育委員会規則第5号

改正 平成29年9月1日教育委員会規則第9号 令和元年12月27日教育委員会規則第5号  
令和4年3月4日教育委員会規則第3号

神奈川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

神奈川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5第1項の規定に基づき神奈川県教育委員会が設置する学校運営協議会について、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等(以下「地域住民等」という。)の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営の支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むという目的を達成するため、学校ごとに学校運営協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めるものとする。

(基本的な方針の承認)

第3条 対象学校(協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。)の校長(以下「校長」という。)は、次の各号に掲げる事項について、毎年度(第1号に掲げる事項にあっては、策定又は改定年度)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「法」という。)第47条の5第4項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校の教育計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校組織の編成に関すること。
- (4) 学校予算の執行に関すること。
- (5) 学校施設及び設備等の管理及び整備に関すること。

2 校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申し出)

第4条 協議会は、前条第1項各号に掲げる事項のほか、当該対象学校の運営全般について、校長又は校長を経由して教育委員会に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、当該対象学校の職員の任用に関して別に定める事項について、校長を経由して教育委員会に対して意見を述べることができる。

(委員)

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)は10名以内とする。ただし、教育長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保護者等
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者(法第47条の5第2項第3号に定める者をいう。)
- (4) 当該校長
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員

(7) その他、教育委員会が適当と認める者

3 委員の解嘱等により欠員が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を委嘱し、又は任命することができる。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から最初の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないとき、又は緊急を要するときは、協議会の会議は校長が招集し、運営することができる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第9条 協議会は、当該対象学校における教育活動の改善及び充実を図るため、部会を置くものとする。

2 部会の運営その他部会に関し必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第10条 協議会の会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(委員の解嘱等)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解嘱し、又は免ずることができる。

(1) 本人から辞職又は辞任の申出があった場合

(2) 委員を解嘱し、又は免ずるに相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、前項第2号の規定により委員を解嘱し、又は免ずる場合は、その理由を示さなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

2 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和36年神奈川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

3 神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和44年神奈川県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則の一部改正)

4 神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則（平成20年神奈川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成29年9月1日教育委員会規則第9号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月27日教育委員会規則第5号）  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月4日教育委員会規則第3号）  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。